

令和7年度 情報公表要請と回答一覧（令和7年9月22日現在）

管理番号	要請主体	情報公表を要請する事業	事業の所管官庁	HP掲載日	回答
1	民間事業者	地域児童福祉事業等調査に係る調査票受付・審査・データ入力・集計業務	こども家庭庁	R7.10.2	こちらに掲載しています。
2	民間事業者	雇用の構造に関する実態調査「令和6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」に係るデータ入力業務	厚生労働省	R7.10.2	こちらに掲載しています。
3	民間事業者	介護職員等処遇改善加算等に係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の運営及び申請書の審査・データ入力業務委託一式	厚生労働省	R7.10.2	こちらに掲載しています。
4	民間事業者	福祉・介護職員処遇改善支援事業等に係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の運営及び申請書の審査・データ入力業務委託一式	厚生労働省	R7.10.2	こちらに掲載しています。
5	民間事業者	令和7年度データ入力業務請負契約一式	法務省	R7.10.2	本事業は管理番号6「外国人出入国情報システムデータ入力業務請負契約」と同一のため、そちらをご参照ください。
6	民間事業者	外国人出入国情報システムデータ入力業務請負契約	法務省	R7.10.2	こちらに掲載しています。
7	民間事業者	年金請求書の情報交換及びデータ入力等業務	国家公務員共済組合	R7.10.2	公共サービス改革法第2条で定める「国の行政機関」に該当しないため、回答できない。
8	民間事業者	人事異動計画作成業務	人事院	R7.10.2	公共サービス改革法第2条で定める「国の行政機関」に該当しないため、回答できない。
9	民間事業者	共済業務	国家公務員共済組合	R7.10.2	公共サービス改革法第2条で定める「国の行政機関」に該当しないため、回答できない。
10	民間事業者	行政事業レビューシートの作成要領	内閣官房行政改革推進本部事務局	R7.10.2	こちらに掲載しています。

情報公表様式

(管理番号 1)

作成時点		7年 9月 19日 現在		
1 事業の名称		地域児童福祉事業等調査に係る調査票受付・審査・データ入力・集計業務		
2 所管府省等	(1) 所管府省・独立行政法人等	こども家庭庁		
	(2) 直接業務を実施する行政機関等	同上		
3 事業の内容	(1) 業務の目的及び概要	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、「地域児童福祉事業等調査」に係る調査票受付・審査・データ入力・集計業務		
	(2) 主要な業務及び業務量	調査票の受付・審査、データ入力、集計及び統計表の作成等		
4 実施体制	(1) 事業所数・所在地	民間事業者等		
	(2) 人員 (直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。)	4 年度	5 年度	6 年度
5 実施方法	(1) 具体的実施方法	受託者は事務局を設置し、事務局において各自治体から調査票を受付、受領物の内容を審査、その後、データ入力、集計及び統計表の作成等を行う。		
	(2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項 (業務従事者に求められる知識・経験等を含む。)	<p>業務実施に当たり確保されるべき質</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報保護に関する以下のいずれかの認証又は使用許諾を得ていること <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC 27001 (ISMS国際規格) ・JIS Q27001 (日本産業規格) ・プライバシーマーク (Pマーク) ○本業務と同規模以上の統計調査の実施に係る経験を有すること 等 		
6 その他参考となる情報	(1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等	—		
	(2) 対象事業に係る法令	—		
	(3) 参考となるホームページ	こども家庭庁HP 地域児童福祉事業等調査 < https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi/chiiki-chousa/ >		
	(4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項	本事業は、一般競争入札により民間事業者を活用して実施しており、経費の削減に向けた取組を実施している。また地域児童福祉事業等調査は、令和6調査をもって調査を終了し、廃止したことから、今後、本調査は実施しない。		

情報公表様式

(管理番号 2)

作成時点		7年 9月 17日 現在		
1 事業の名称		雇用の構造に関する実態調査 「令和6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」に係るデータ入力業務		
2 所管府省等	(1) 所管府省・独立行政法人等	厚生労働省		
	(2) 直接業務を実施する行政機関等	政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室		
3 事業の内容	(1) 業務の目的及び概要	雇用の構造に関する総合実態調査(令和6年就業形態の多様化に関する総合実態調査)の実施にあたり、調査票情報のデータ入力業務について一括してデータ入力及びデータの検査を行い、当該データを当省に納品すること		
	(2) 主要な業務及び業務量	調査票データ入力業務 入力件数 事業所票:約11,000件、個人票:約15,000件 入力の種類:半角数字 1件当たり平均タッチ数 見込み総タッチ数 事業所票 272タッチ 約2,992,000タッチ 個人票 65タッチ 約 975,000タッチ		
4 実施体制	(1) 事業所数・所在地	神奈川県 横浜市他計4カ所		
	人員 (直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。)	令和6年度	年度	年度
5 実施方法	(1) 具体的実施方法	①見積依頼 ②調達 (雇用の構造に関する実態調査(令和5年若年者雇用実態調査)のデータ入力業務について一般競争入札により実施。令和5年の調達実績等を踏まえ令和6年調達は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」による随意契約を行ったもの。) ③委託事業開始(データ入力) ④データ納品 ⑤納品物検査		
	(2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項(業務従事者に求められる知識・経験等を含む。)	・「情報セキュリティマネジメントシステム(国際規格 ISO/IEC27001又は日本産業規格JISQ27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ15001)」のうちいずれかを取得していること。 ・過去に本業務と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。		
6 その他参考となる情報	(1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等	雇用の構造に関する実態調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/5-22.html		
	(2) 対象事業に係る法令	統計法に基づく一般統計調査		
	(3) 参考となるホームページ	雇用の構造に関する実態調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/5-22.html		
	(4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項	-		

情報公表様式

(管理番号 3)

作成時点		7年 9月 17日 現在		
1 事業の名称		介護職員等処遇改善加算等に係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の運営及び申請書の審査・データ入力業務委託一式		
2 所管府省等	(1) 所管府省・独立行政法人等	厚生労働省		
	(2) 直接業務を実施する行政機関等	老健局老人保健課		
3 事業の内容	(1) 業務の目的及び概要	介護職員等処遇改善加算、介護職員処遇改善支援事業、介護職員処遇改善業務支援事業、介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業、介護人材確保・職場環境改善等事業及び介護人材確保・職場環境改善等支援事業(以下、「介護職員等処遇改善加算等」という。)について、厚生労働省電話相談窓口を設置し、介護事業所等や自治体からの本事業における制度全般に関する問合せ対応、申請手続きに関する問合せ対応、その他介護職員等処遇改善加算等に関係する事項の問合せ対応を行うと共に、介護職員処遇改善支援事業等の交付に必要な業務を行い、迅速な給付等を行うことを目的とする。		
	(2) 主要な業務及び業務量	(1)厚生労働省電話相談窓口の設置 (2)データ入力・集計等の事務処理		
4 実施体制	(1) 事業所数・所在地	神奈川県 横浜市(1か所)		
	人員 (直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。)	年度	年度	6年度
				338人(13.5人)
5 実施方法	(1) 具体的実施方法	(1)厚生労働省電話相談窓口の設置について 毎日9:00～18:00 まで、介護職員等処遇改善加算等に関する介護事業所等からの電話相談、問合せなどに対応し、適切な情報を提供する。対応結果は毎日、厚生労働省担当官に報告する。 (2)データ入力・集計等の事務処理について 介護職員処遇改善支援事業等に関する申請書の受付・管理を行い、審査及び申請書のデータ入力業務等の補助を実施する。		
	(2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項 (業務従事者に求められる知識・経験等を含む。)	○オペレーターは、最低限、以下の素養を備えている者とする事。 ・決められた挨拶、名乗りができる ・標準的な日本語で正しい敬語を使うことができる ・適切な謝辞を使うことができる ・顧客の状況や感情を把握することができる ・わかりやすく、簡潔な説明ができる ・最適な音量・スピードで話すことができる ・不明点の確認ができる ・相談等の内容を的確にヒアリングする能力がある ○業務に携わる者全員に対して本業務遂行に必要な研修を実施すること。研修内容は、マナー研修、セキュリティ研修、守秘義務に関する研修、個人情報保護に関する研修、基礎トーク研修等とすること。 ○応答率は原則90%以上とすること。		
6 その他参考となる情報	(1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等	-		
	(2) 対象事業に関係する法令	-		
	(3) 参考となるホームページ	イマジネーション 株式会社HP< https://www.imagination.co.jp/ >		
	(4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項	-		

情報公表様式

(管理番号 4)

作成時点		7年 9月 22日 現在		
1 事業の名称		福祉・介護職員処遇改善支援事業等に係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の運営及び申請書の審査・データ入力業務委託一式		
2 所管府省等	(1) 所管府省・独立行政法人等	厚生労働省		
	(2) 直接業務を実施する行政機関等	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課		
3 事業の内容	(1) 業務の目的及び概要	福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善支援事業、福祉・介護職員処遇改善業務支援事業及び障害福祉人材確保・職場環境改善等事業(以下、「福祉・介護職員等処遇改善加算等」という。)について、厚生労働省電話相談窓口を設置し、障害福祉サービス事業所等や自治体からの本事業における制度全般に関する問合せ対応、申請手続きに関する問合せ対応、その他福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する事項の問合せ対応を行うと共に、福祉・介護職員処遇改善支援事業等の交付に必要な業務を行い、迅速な給付等を行うことを目的とする。		
	(2) 主要な業務及び業務量	(1)厚生労働省電話相談窓口の設置 (2)データ入力・集計等の事務処理		
4 実施体制	(1) 事業所数・所在地	神奈川県 横浜市(1か所)		
	人員 (直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。)	令和5年度	令和6年度	年度
		78人(16人)	338人(13.5人)	
5 実施方法	(1) 具体的実施方法	(1)厚生労働省電話相談窓口の設置について 毎日9:00～18:00 まで、福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する障害福祉サービス事業所等からの電話相談、問合せなどに対応し、適切な情報を提供する。対応結果は毎日、厚生労働省担当官に報告する。 (2)データ入力・集計等の事務処理について 福祉・介護職員処遇改善支援事業等に関する申請書の受付・管理を行い、審査及び申請書のデータ入力業務等の補助を実施する。		
	(2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項(業務従事者に求められる知識・経験等を含む。)	○オペレーターは、最低限、以下の素養を備えている者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・決められた挨拶、名乗りができる ・標準的な日本語で正しい敬語を使うことができる ・適切な謝辞を使うことができる ・顧客の状況や感情を把握することができる ・わかりやすく、簡潔な説明ができる ・最適な音量・スピードで話すことができる ・不明点の確認ができる ・相談等の内容を的確にヒアリングする能力がある ○業務に携わる者全員に対して本業務遂行に必要な研修を実施すること。研修内容は、マナー研修、セキュリティ研修、守秘義務に関する研修、個人情報保護に関する研修、基礎トーク研修等とする。 ○応答率は原則90%以上とする。		
6 その他参考となる情報	(1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等	-		
	(2) 対象事業に関する法令	-		
	(3) 参考となるホームページ	イマジネーション 株式会社HP< https://www.imagination.co.jp/ >		
	(4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項	-		

情報公表様式

(管理番号 6)

作成時点		7年 9月 17日 現在		
1 事業の名称		外国人出入国情報システムデータ入力業務請負契約		
2 所管府省等	(1) 所管府省・独立行政法人等	法務省		
	(2) 直接業務を実施する行政機関等	東京出入国在留管理局及び東京出入国在留管理局横浜支局		
3 事業の内容	(1) 業務の目的及び概要	本件業務は、東京出入国在留管理局及び同局横浜支局が出入国管理及び難民認定法に基づき審査を行った在留資格審査関係書類の記録等を外国人出入国情報システム、受入機関データベースシステム及び出入国管理画像照会システムへ入力し、電子データを作成するものである。		
	(2) 主要な業務及び業務量	1 コーディング(約1,722,000件) 2 データ入力(約3,077,000件) 3 画像データ入力(約1,335,000件) 4 在留資格認定証明書交付申請受付データ入力(約376,000件) 5 転記(約224,000件) 6 在留資格認定証明書交付申請処分データ入力(約20,000件) 7 在留申請写真画像データ入力(約26,000件)		
4 実施体制	(1) 事業所数・所在地	1 東京都新宿区 1か所 2 神奈川県横浜市金沢区 1か所		
	人員 (直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		1日当たり平均69名	1日当たり平均98名	1日当たり平均84名
5 実施方法	(1) 具体的実施方法	外部委託により以下の業務を行っている。 1 コーディング データ入力を効率的に行うため、申請書及び同添付書類の転記、コード化及び補記によりコーディングシートに必要事項を記入する。 判読不能、記載不備等が発見された場合は、請負元に確認が必要。 2 データ入力 コーディングシート、タイトルシート及び申請書等に記載された情報を端末機によりデータ入力する。業務対象によって入力項目が異なるほか、請負元の指定により入力対象項目が増減することもある。 3 画像データ入力 新規画像データ入力を効率的に行うために入力対象書類(タイトルシート、申請書、入力指定書類)を1枚ごとに分離し、ステーブラ針除去、両面印刷物の裏面の印刷、書面の補修等の原稿整理を行った上で画像データ入力用スキャナで入力する。スキャナによる書類の読み込み、画像のスキャナ端末からサーバへの転送処理、入力記録についての修正・変更及び削除、新規画像データ入力件数の確認を行う。 4 在留資格認定証明書交付申請受付データ入力 申請書のデータを端末機によりデータ入力する。さらに申請書に貼付された顔写真をスキャナで登録する。 5 転記 届出書からの転記によりタイトルシートに必要事項を記入する。 判読不能、記載不備等が発見された場合は、請負元に確認が必要。 6 在留資格認定証明書交付申請処分データ入力 申請書のデータを端末機によりデータ入力する。 7 在留申請写真画像データ入力 申請書に貼付の顔写真をスキャナで登録する。		
	(2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項(業務従事者に求められる知識・経験等を含む。)	・個人情報を取り扱うため厳格な秘密保持体制の確立が必要 ・日本国籍を有する者 ・英字入力200字/分以上、日本語文字入力60字/分以上		
6 その他参考となる情報	(1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等	請負元から引渡しを受けた書類は、原則として6開庁日以内(引渡し日を含む。)に入力を完了させる。ただし、一部短期納期の書類もある。		
	(2) 対象事業に係る法令	出入国管理及び難民認定法		
	(3) 参考となるホームページ	出入国在留管理庁ホームページ		
	(4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項	各種申請書等の様式類は年度途中に変更・修正等される場合がある。一部は定型の様式がなく任意様式となっている。		

情報公表様式

(管理番号 10)

作成時点		7年 9月 19日 現在		
1 事業の名称		行政事業レビュー		
2 所管府省等	(1) 所管府省・独立行政法人等	内閣官房行政改革推進本部事務局		
	(2) 直接業務を実施する行政機関等	政府内行政機関		
3 事業の内容	(1) 業務の目的及び概要	各府省庁が、予算や基金を用いて行う原則すべての事業を、毎年度、EBPMの手法等を用いて自ら点検し、その点検結果を公表する取組		
	(2) 主要な業務及び業務量	6000以上の行政事業レビューシート、セグメントシート、基金シート等の作成・公表		
4 実施体制	(1) 事業所数・所在地	政府内行政機関各所		
	(2) 人員 (直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。)	4年度	5年度	6年度
		国家公務員(約59.2万人)の内数	国家公務員(約59.2万人)の内数	国家公務員(約59.2万人)の内数
5 実施方法	(1) 具体的実施方法	①レビューシート等の入力・作成 ②事業の点検 ③各府省庁で実施する公開プロセス ④外部有識者による書面点検 ⑤レビューシート等の公表 ⑥秋の年次検証		
	(2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項(業務従事者に求められる知識・経験等を含む。)	EBPMの手法等を用いて、事業の内容や効果の点検を行い、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現		
6 その他参考となる情報	(1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等	公表しているシート数(レビューシート:約5700シート/年、セグメントシート:約300シート/年、基金シート:約200シート/年等)		
	(2) 対象事業に関する法令	特になし		
	(3) 参考となるホームページ	・内閣官房行政改革推進本部事務局HP < https://www.gyokaku.go.jp/index.html > ・行政事業レビュー見える化サイト < https://rssystem.go.jp/top >		
	(4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項	令和6年4月より、システム稼働		